

## 青森市斎場条例(平成十七年青森市条例第二百十二号)新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条～第三条 (略)</p> <p>(使用許可)</p> <p>第四条 斎場を使用しようとする者(次条において「使用者」という。)は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第五条 使用者は、使用の許可の際別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を後納させることができる。</p> <p>(削る)</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第六条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるとき</p>	<p>第一条～第三条 (略)</p> <p>(使用許可)</p> <p>第四条 斎場を使用しようとする者_____は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第五条 青森市斎場においては、本市以外の住民が犬及び猫等の小動物の火葬のために使用することはできない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第六条 斎場の使用料は、犬又は猫等の火葬のために使用する場合を除き、無料とする。ただし、青森市斎場においては本市の住民でない者が使用するとき(死亡当時本市の住民であった者のために使用する場合を除く。)、青森市浪岡斎園においては死亡当時本市の住民でない者のために使用するときは、当該使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、使用の許可の際徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を後納させることができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第七条 既納の使用料は、還付しない。ただし、天災その他使用者の責めに帰することができない理由により斎場を使用す</p>

改正後				改正前			
<p>_____は、使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>第七条～第九条 略</p> <p>別表（第五条関係）</p>				<p>_____ることができなくなった場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>第八条～第十条 略</p> <p>別表（第六条関係）</p>			
区分		本市の住民	本市以外の住民	区分		青森市斎場	青森市浪岡斎園
火葬	十二歳以上の死体	無料	四〇、〇〇〇円	十二歳以上	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
	十二歳未満の死体	無料	二八、〇〇〇円	十二歳未満	一一、二五〇円	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
	死産児	無料	一六、〇〇〇円	死産児（妊娠四ヵ月未満）	七、五〇〇円	五、〇〇〇円	五、〇〇〇円
	埋葬された死体	無料	一二、〇〇〇円	改葬のための火葬	七、五〇〇円	五、〇〇〇円	五、〇〇〇円
	人体の一部	無料	八、〇〇〇円	人体の一部	一個につき四五〇円	五、〇〇〇円	五、〇〇〇円
	犬及び猫等	八、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	犬及び猫等	本市の住民 三、八二〇円	三、〇六〇円	三、〇六〇円
					本市以外の住民 使用不可	八、一五〇円	八、一五〇円
青森市斎場霊安室の使用		一棺二十四時間につき 五、〇〇〇円	一棺二十四時間につき 一〇、〇〇〇円				
備考							
1 本市の住民とは、十二歳以上の死体及び十二歳未満の死体の火葬並びに青							

改正後	改正前
<p><u>森市斎場霊安室の使用にあつては当該使用に係る死亡者が死亡時において、死産児の火葬にあつては当該死産児の父又は母が、埋葬された死体、人体の一部及び犬及び猫等の火葬にあつては当該火葬のため使用する者が、それぞれ使用許可時において、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている場合をいう。</u></p> <p><u>2 青森市斎場霊安室の使用について</u></p> <p><u>は、青森市斎場において十二歳以上の死体又は十二歳未満の死体を火葬する場合に限る。</u></p>	